

漢代賊捕掾考

章 瀟 逸

問題の所在

本稿は、漢代の「賊捕掾」という官職について考察を試みるものである。今までの史料では、賊捕掾に関する記載がごくわずかしかなかったため、長らくこの官職の詳細はほとんど不明であった。

漢代の傳世文獻史料では、次に引用する『漢書』張敞傳が、賊捕掾の人物像について比較的詳しく記した数少ない記載である。

敞使賊捕掾絮舜有所案驗、〔師古曰、賊捕掾、主捕賊者也。〕舜以敞劾奏當免、不肯爲敞竟事、私歸其家。人或諫舜。舜曰、「吾爲是公盡力多矣。今五日京兆耳、安能復案事。」敞聞舜語、卽部吏收舜繫獄。……乃棄舜市。

敞は賊捕掾の絮舜に命じて取り調べさせようとしたが、〔顔師古注。賊捕掾は賊を捕らえることを主る者である。〕舜は敞が劾奏されてまさに罷免されるであろうと思い、敞のために職務をつくそうとせず、勝手に自分の家に歸った。舜を諫める人もいたが、舜は「私はあのかたのためずいぶん盡力した。しかし今や京兆尹でいるのもあと五日。どうしてまた取り調べなどできようか」と言った。敞は舜のことはを聞くと、ただちに屬吏を手配し、舜を捕まえて獄に收監した。……そこで舜は棄市に處された。

これは前漢・宣帝の時、張敞が京兆尹在任中だった時の逸話である。記事中に見える「賊捕掾」については、ひとまず以下の三點が分かる。まずは、賊捕掾の絮舜は張敞から「案驗」、つまり取調の仕事を命じられた。賊捕掾の職掌について、顔師古の注は文字通りに、「賊を捕らえることを主る者」と解釋する。次に、絮舜の「是の公が爲に力を盡くすこと多し」という語や、後に張敞の宣帝への上書での「舜は本より臣敞の素より厚くする所の吏」⁽¹⁾という言葉から、兩者間の關係は比較的に密接であったことが窺える。最後に、絮舜が京兆府の屬吏であったことは、前漢中期ごろまでには、郡吏としての賊捕掾が設置されたことを意味する。

この他、傳世文獻史料に見られる賊捕掾の例としては、鍾離意が瑕丘令在任中に、暴れ者であった倪直を賊捕掾に任命し、苦勞して手なずけた逸話がある（『太平御覽』が引く「鍾離意別傳」）⁽²⁾。また、時代は下るが、『晉書』職官志の記載に據れば、晉代ではなお縣の屬吏の枠に賊捕掾が設定された⁽³⁾。

石刻史料について言えば、清の乾隆年間に、南陽で桓帝・永興二（154）年の紀年がある「宛令李孟初神祠碑」が出土した⁽⁴⁾。この碑は宛令・益州刺史などを歴任した李孟初のために、宛縣の吏民がその神祠の傍に立てた頌德碑である。本文部分の第7行に「勸農賊捕掾李龍」とあり、碑文の末に列擧される立碑にかかわった人名にも、「時賊捕掾李龍升高」が見られる。「李龍」が姓名で、「升高」はその字であろう。これらの記載から、李孟初の宛令在任中、李龍が宛縣の賊捕掾に任命されたことと、李孟初の死後に、李龍が石碑の建立に攜わったことがわかる。ただし、石碑は中央部分から下の文字が磨滅しているため、これ以上詳しく知ることはできない。

これまで長きにわたり、以上に挙げた史料が賊捕掾に関する記載のすべてであった。賊捕掾はどのような機能を持ったのか、それが漢代の郡縣の組織において、どのような位置づけにあったのか。史料が極めて限られていたため、このような基本的な問題に對しても、答えることがほぼ不可能であった。しかし、簡牘文書史料の相次ぐ發見により、漢代史の史料状況は近年大きく改善した。特に長沙五一廣場東漢簡牘（以下、「五一簡」と略稱する）⁽⁵⁾という後漢中期の文書史料群には、賊捕掾そのものによって發信された文書をはじめ、賊捕掾と關連する記載が非常に多く見られ、豊富な情報を利用できるようになった。新史料を活用し、漢代の「某某掾」を取り上げた專論⁽⁶⁾がすでにいくつか發表されており、賊捕掾の性格と關わりのある議論も散見される。しかし、先行研究はいずれも「賊捕掾」そのものに焦點を當てたものではないため、賊捕掾について考察する餘地が大きく残されている。

本稿は五一簡の史料を手掛かりに、賊捕掾の實態を確認し、業務上の繋がりが緊密であった縣廷の賊曹と賊捕掾との關係を明らかにした上で、漢代の縣の組織における賊捕掾の位置づけを提示することを目的とする。

一 賊捕掾の實態

本章は、五一簡における賊捕掾發信の文書を網羅的に整理し、賊捕掾の實態を確認したい。縣の屬吏である賊捕掾によって發信された文書は、所屬する臨湘縣の縣廷に報告書として提出された上行文書が主である。もともとは冊書であったものがほとんどであるが、その排列は現在ではわからなくなっている。幸い、史料群の整理・公開に伴い、冊書の復元研究も進展している。例えば周海鋒氏は、一點の賊捕掾により發信された冊書の復元案を以下の如く提示している⁽⁷⁾（説明の便宜上、順番に各簡に①～⑤の番號を附す）。

① 兼左部勸農賊捕掾秦馮名印

正月 日 郵人以來

史 白開

（記錄面）

永元十五年正月丁酉朔十九日乙卯兼左 部勸農賊捕掾馮游微蒼御門 亭長元叩頭死罪敢言之
廷書曰言考男子羅梓以矛 刺陳綏凡創九所綏以梓辜物 故梓持矛亡之南鄉前竹中棄
(本文面)

(木兩行 2010CWJ1 ③：266-51／『伍』 一七一九)

- ② 矛例亭長宋皋捕得推求梓矛 不得爲不知何人所盜梓刃賊 殺人捕得何人盜賊到百亡元已
劾逐捕有書書到趣推起 逐捕何人必發主名捕得 處言馮蒼元叩頭死罪死罪

(木兩行 2010CWJ1 ③：260-2／『貳』 五二〇)

- ③ 奉得書輒尋擇推求何人未能 得期日迫盡不能趨會願復假 期盡力辟切陰微起居逐捕
何人必發立主名捕得考實 正處復言馮蒼元職 事惶恐叩頭死罪死罪

(木兩行 2010CWJ1 ③：264-35+264-81／『叁』 八八一 + 九二七)

- ④ 罪敢言之 (木兩行 2010CWJ1 ③：264-79／『叁』 九二五)

- ⑤ 兼左部勸農賊捕掾馮言逐捕不知何

人所盜羅梓矛者未能得解書 正月廿四日 開 詣獄

(木兩行 2010CWJ1 ③：264-78／『叁』 九二四)

封印・發信記録：兼左部勸農賊捕掾秦馮の私印。正月 日に、郵人が持参した。史 が申し
上げて開封した。

本文：永元十五年正月丁酉朔十九日乙卯、兼左部勸農賊捕掾の馮・游微の蒼・御門亭長の元
がおそれつつしんで申し上げます。

縣廷の文書には、「調査報告にはこうある。『男子羅梓は矛をもって陳綏を刺し、計9ヶ
所に傷をつけた。綏は梓の犯罪行爲を原因に死亡した。梓は矛を持って逃亡し、南郷の前
の竹の中に矛を棄てた。(羅梓は)例亭長の宋皋によって逮捕された。梓の矛を搜索したが、
よく知らない誰かによって盗まれた。梓は刃物で人を賊殺し、逮捕された。不詳の者は竊
盜し、賊物の價值は百に達し、逃亡した。元はすでに劾を行なった。追捕を要請する。』以
上の内容については文書がある。本文書が到着すれば、すみやかに不詳の者を追いかけて
逮捕せよ。必ずその名前を明らかにし、逮捕したら詳細に報告せよ。」とあります。

馮・蒼・元はおそれつつしんでおります。

文書を拜受いたしますと、すぐに不詳の者の搜索に努めましたが、逮捕することはでき
ませんでした。期日が近づいており、間に合いませんでした。どうかまたお時間をくださ
いませ。全力で搜索し、細かな手掛かりを見逃さずに、不詳の者を逮捕いたします。必ず
その名前を明らかにし、逮捕する上でまた詳細にご報告させていただきます。

馮・蒼・元は職務におそれながらつつしんで申し上げます。

標題：兼左部勸農賊捕掾の馮が報告する、羅梓の矛を盗んだ不詳の人物を追捕するに逮捕で
きなかったことについての説明の書。正月廿四日に開封。獄に送付する。

この冊書は五枚の兩行簡によって構成される。そのうち、首簡である簡①は両面に文字が書寫されている。記載の内容は、おおまかに封印・發信の記録（簡①記録面）と本文（簡①本文面～簡④）と標題（簡⑤）と、三つの部分に分けることができる。

本文部分の記載からすれば、この冊書は一件の殺人事件の関連事件についての書類である。「羅梓」という人物が犯行の際に使用した凶器の矛の所在が不明になったため、それが身分不詳の者によって盗まれた別事件として調査されることとなり、竊盜犯の身分を特定し逮捕せよとの命令が出された。その任務を擔當したのが兼左部勸農賊捕掾の秦馮と、游徼の蒼・御門亭長の元との三人であったが、決められた期限までに犯人の確保ができず、期限を先に延ばしてもらうよう縣廷に請願するために、この冊書が作成された。冊書の中に出現する賊捕掾は、その職名の文字通り、犯人の逮捕を擔っていたことが明白である。

五一簡の冊書には、このように複数枚の兩行簡が使用されたものが多い。兩行簡の冊書は卷物形式ではなく、折り疊み方式で收卷された。收卷後、首簡の封印・發信記録などが書かれた面と、末尾に編連される標題簡の有字面がそれぞれ両面のカバーとして表に向き、文書の本文が書かれた部分は隠された状態で發信された⁽⁸⁾。この冊書の構造を手掛かりに、書式の特徴がはっきりしている首簡・標題簡を集成する手法によって、復元が進んでいない史料群の情報を活用することが可能である。

簡①のように、上行文書の首簡は片面に封印・發信記録などが記され、もう片面には「文書作成時間（元號＋年＋月＋朔日干支＋日＋日の干支）＋文書發信者＋叩頭死罪敢言之」の書式に沿い、本文が書き出される。同じ特徴を有する賊捕掾發信文書の首簡を集成し、下の表1にまとめておく⁽⁹⁾。

また、簡⑤のような簡は「標題簡」と呼ばれ、文書につけられたタイトルのようなものである。標題簡には、「文書發信者＋言＋文書内容の概略＋書」という共通する書式が使用されている。文書を作成・發信した吏本人により、どのような要件についての文書なのかという基本的情報が分かりやすくまとめられている。以下に賊捕掾發信文書の標題簡を集成して一覽する（表2）。議論しやすいように、表1に連續する形で各簡に番號を附す。

兩表に示した史料のうち、簡5・簡16は同一冊書に所屬する簡で、東部勸農賊捕掾の王鄴による詔書の受取について報告する文書である⁽¹⁰⁾。簡7・簡25は東部賊捕掾の（連）陽と傷害事件の犯人・吳統の名前が合致するため、これらも同一冊書の首簡と標題簡であろう。各文書の事由を見ていくと、殺人事件に關するものが3點（簡2・9・21）、傷害事件に關するものが2點（簡4、簡7・25）、強奪事件に關するものが2點（簡28・29）、竊盜事件に關するものが2點（簡19・31）、火事に關するものが3點（簡6・15・30）、詔書受取の報告が2點（簡1、簡5・16）。ほかには、例えば民間人同士の財産紛争に關するものが1點（簡12）みられ、さらに詳しい内容は明瞭でないが、民間人の告訴に關するものが3點（簡11・18・23）確認できる。

前掲の冊書を含め、計13件の賊捕掾發信文書のうち、不詳の簡2・3を除けば、残りの11點はいずれも副官として游徼が現れ、共同して發信している。また、詔書受取の報告である簡1・5以

表 1 賊捕掾發信文書首簡

No.	釋文	簡番號
1	永初二年七月乙丑朔廿七日辛卯北部賊捕掾向游微汎叩頭死罪敢言之廷下詔書曰告隸校尉部刺史甲戌詔書罪非殊死且勿案驗立秋如故 北部賊捕掾烝向名印 七月 日 郵人以來 史 白開	(正) 128 (背)
2	廷移府書曰言考實 男子由夷殺妻廋(?)捕得 物故姦詐盡今失期 兼北部賊捕掾江鄭名印 史 白開	(正) 129 (背)
3	……死罪敢言之 ……考問 ……齋辭皆曰 左部賊捕掾殷崇名印 七月 日 郵人 以來 史 白開	(正) 141 (背)
4	永初元年正月癸酉朔廿日壬辰東部勸農賊捕掾遷游微尙駟 望亭長范叩頭死罪敢言之 廷書曰言男子吳輔鬪傷弟妻廋亡逐捕有書 輔以微辨賊傷廋所犯無 東部勸農賊捕掾黃遷名印 正月 日 郵人以來 史 白開	(正) 230 (背)
5	永初四年正月丙戌朔十八日癸卯東部勸農賊捕掾游微 夔叩頭死罪敢言之廷下 詔書曰比年陰陽鬲并水旱饑饉民或流冗蠻夷 猾夏仍以發興姦吏 東部勸農賊捕掾王鄭名印 正月 日 郵人以來 史 白開	(正) 412 (背)
6	永元十五年十一月壬戌朔十八日己卯左部賊捕掾宮游微 饒庾亭長扶叩頭死罪 敢言之謹移男子袁常失火所燔燒民家及官屋名 直錢數如牒前以處常 左部賊捕掾殷宮名印 十一月 日 郵人以來 史 白開	(正) 996+ 1286 (背)
7	永初三年八月戊午朔八日甲子東部賊捕掾陽游微范杆亭 長郁叩頭死罪敢言之 廷書效功亭長龔均捕得傷李豚者吳統書 到亟考實辨狀正處 東部賊捕掾連陽名印 八月 日 郵人以來 史 白開	(正) 1383 (背)
8	永初三年四月庚申朔四日癸亥兼左部賊捕掾副游微虎庾 亭長盖叩頭死罪敢言之前 言人事書男子郭初寄在張少舍匿不出疑姦人 輒收殷考實姦情正 兼左部賊捕掾陽名印 四月 日 郵人 來 史 白開	(正) 1421 (背)
9	永元十五年十月壬辰朔廿二日癸丑北部賊捕掾休游微相長賴亭長 勤叩頭死罪敢言之 廷移府羅書曰蠻夷男子周賢當爲殺益陽亭長許宮者 文齋齋子男洞倉等要證 北部賊捕掾陳休名印 十月 日 郵人以來 史 白開	(正) 1671 (背)
10	延平元年七月丙子朔十五日庚寅北部桑鄉賊捕掾綏竝游 微戎厚廣亭長封肥例亭 □ 頭死罪敢言之男子謝光與弟奉奉射肥例 亭長謝賜馬光刺賜奉 □ 掾李綏名印 七月 日 郵人以來 史 白開	(正) 1752+ 1755 (背)
11	永元十七年二月乙酉朔廿一日乙巳右部勸農賊捕掾 悝游微光市亭長即叩 頭死罪敢言之帶肆女子陳任詣則告辭履所有 青糸蒺之市解置肆前 右部勸農賊捕掾向悝名印 二月 日 郵人以來 史 白開	(正) 2172 (背)
12	延平元年二月己酉朔廿七日乙亥左部勸農賊捕掾浩游微興 庾勻亭長栩叩頭死罪敢言之 廷書男子樊柱自言與姊醜爭財物醜母物故 父孟御所有婢財產柱 左部勸農賊捕掾毛浩名印 二 月 郵人以來 史 白開	(正) 『選』 107 (背)

表 2 賊捕掾發信文書標題簡

No.	釋文	簡番號
13	右部賊捕掾備言考實 男子尹士不在界中書	127
14	左部賊捕掾崇等言考實男 子周勳不調(?)賣鈐□出書 得平	138
15	●兼左部賊捕掾則言逐捕不知 何人燒石褒等宅假期書 詣左賊 八月廿七日	324
16	東部勸農賊捕掾鄧 言詔書謹到書	411
17	左部賊捕掾蒙言考實 ●詣左賊 故亭長王廣不縱亡徒周順書 十二月十八日開	440
18	桑鄉賊捕掾珍言考實 女子陳謁詣府自言竟解 詣左賊 五月廿二日丞開	500
19	兼左部賊捕掾統言考實男子 周代盜刑徇物報醴陵解書 五月廿五日丞開	506
20	北部賊捕掾休言羅吏 將周賢歸羅書 十月廿八日開	507
21	兼左部賊捕掾馮言逐捕殺 人賊黃康未能得假期解書 十二月廿八日開	530
22	●西部賊捕掾奉言實核 界中不調直使送吏解書	665
23	●兼桑鄉賊捕掾奉言考實 男子謝知自言塞却解書	669
24	東部賊捕掾錯言亭長馮 □	1083
25	●東部賊捕掾陽言考 傷人者吳統竟解書 八月十四日發丞	1118
26	兼左部勸農賊捕掾社言考實 賊物直錢數多少願謁傅前解 詣左賊	1278
27	兼左部賊捕掾錯言考實 故亭長王演却解書 七月廿九日開 詣左賊	1445
28	兼左部賊捕掾副言考實劫人賊 陳孝偕王叔異竟解署南郡書 六月廿九日發 詣左賊	1484
29	兼北部賊捕掾暘言考守史陳汎 等捕格劫人賊周馮辭狀書 四月四日開	1511+1389+1388
30	兼左部賊捕掾則言實核 女子李淺失火假期書 七月十九日	1753
31	兼左部賊捕掾則言考男子范 初不與少貴共盜趙壽繪解書 詣左賊 □月□日開	2625+2553
32	兼左部勸農賊捕掾种言□ 考實蠻夷李根知塞却書□	『選』 23

外、ほかの9點はすべて亭長も共同發信者に出現する。さらに特徴的な事例は簡10である。この簡は北部・桑鄉賊捕掾の綏・竝と、游徼の戎・厚と、廣亭長の封・肥原亭長の某との連名によるものである。つまりこれは、二名の賊捕掾がそれぞれ游徼・亭長を率い、特定の事務に攜わった際に作成された上行文書である。

『漢書』百官公卿表に「游徼、徼循して賊盜を禁ず」とあるように、游徼は代表的な治安關係の吏である。游徼は縣の屬吏で、縣游徼・部游徼・門下游徼の別がある。そのうち、縣廷によって派遣され、縣内の特定の鄉もしくは複数の鄉によって構成される各部を巡回し、治安を維持するのが部游徼である⁽¹¹⁾。五一簡で某部賊捕掾とともに出現する游徼は、賊捕掾の部と對應する部游徼であろう⁽¹²⁾。文書で「某部游徼」とわざわざ書かないのは、先に賊捕掾の部が記されたため、承前省略されたと推測される⁽¹³⁾。

また、亭は一定の距離おきに設置された治安・警察機關であり⁽¹⁴⁾、亭長は亭の責任者である。一般的に言えば、縣の領域において、亭は鄉・部よりも多く設置された⁽¹⁵⁾。亭長も常に共同發信者として現れることから、賊捕掾は游徼とともに、特定の亭を據點として、亭長を配下に仕事を展開していたことが想定できよう。兩行簡の文書冊には發信地の記載が見当たらないが、例えば下の簡33は、簡10にも見られる北部賊捕掾の李綏により發信された、合檄形式の上行文書の宛先・發信情報が書かれた部分である。「起長賴亭」とあるように、この文書は長賴亭から發信されたことが分かる。

33 □ 合 檄 一 封

□ 北部賊捕掾李綏叩頭死罪言事

□ 詣 如 署

□ 延平元年八月十七日壬戌起長賴亭 (合檄 2010CWJ1 ③: 265-1/『肆』一二五五)

さらに、管轄地域内の治安維持の必要に應じて、縣廷に亭長の増設を請願するために、賊捕掾によって發信された文書が注意を引く。

34 兼左部賊捕掾勤叩頭死罪白案故事横溪深内匿常恐有小發置例亭

長禁姦從間以來省罷方今民輪租時間溲陽鄉民多解止横溪入縣輪

十一月六日開

(正面)

租或夜出縣歸主人恐姦猾昏夜爲非法姦情難知願置例亭長一人禁絕姦

人益爲便唯

廷勤愚戇職事無狀惶恐叩頭死罪死罪

●十一月五日甲申白

(背面)

(木牘 2010CWJ1 ③: 266-124/『伍』一七九二)

兼左部賊捕掾勤がおそれつつしんで申し上げます。先例を調べますと、横溪は深く内部に隠れる場所であり、常に小規模な(盜賊の)發生を恐れ、悪者を禁じるために例亭長

が置かれましたが、近頃より以來削減されました。ただいま民が租を輸送し、その間に溇陽郷の民は多く横溪で休憩を取ります。縣城に入って租を輸送する者に、或いは夜間に縣城を出て、その主人の元に歸還する者がいます。悪者が夕方と夜間に不法行爲をしても、惡事的情況を知ることが難しいことを恐れます。どうか例亭長一人を設置し、惡者を禁じて根絶させ、益ます便利になるようお願いいたします。どうか廷におかれましてはご差配ください。勤は愚かで職務が不行き届きで、まことにおそれつつしんでおります。

●十一月五日甲申、申し上げます。

十一月六日に開封。

この文書は兩行簡より少しだけ幅が廣い木牘に兩面に書寫された「白文書」⁽¹⁶⁾である。その内容を見ると、縣城へ民が租を輸送する際に、横溪附近で休憩することが多いが、不届き者の隠れる場所にもなりやすい地形である。その一帯を管轄範圍とする兼左部賊捕掾の勤は、その治安を維持するために、かつては横溪に設置されていたが、その後取りやめられた例亭長を再び設置するように、縣廷に請願したのである。間接的な證據でしかないが、賊捕掾と亭長の關係を示唆する事例である。

以上の議論をまとめておこう。賊捕掾の實態は、縣の各「部」ごとに設置された警察官である。その主な職掌は、特定の亭を據點に、游徼・亭長を配下として、さまざまな刑事事件について捜査を行なうことである。表2の賊捕掾發信文書標題簡に頻見される「考實」や、簡3に見られる「考問……辭（辭）皆曰」の語が表しているように、その仕事は犯人の逮捕にとどまらず、現場捜査や關係者の尋問などにより、事件の事實關係を明らかにし、上級機關に文書で報告するまでの一連のことが含まれる。これまで見てきた文書は、まさに賊捕掾の仕事の産物である。

では、賊捕掾とやり取りをした「上級機關」とはなにか。それは賊曹だと思われる。章を改めて、五一簡に現れる臨湘縣の賊捕掾と賊曹との關係を詳しく考察したい。

二 賊捕掾と賊曹の關係

賊曹とは郡縣にある諸曹（列曹）の一つで、盜賊など治安關連の事務を掌った部署である⁽¹⁷⁾。賊捕掾と賊曹との關係については、史料狀況により長らく不明確であったが⁽¹⁸⁾、五一簡の發見により、詳しく考察することが可能となった。

前掲表2に示した20點の標題簡のうち、7點には「詣左賊」と宛先が記されている。「左賊」は左賊曹のことを指す。つまり、各部において賊捕掾が游徼・亭長らと共に、犯罪者の逮捕や事件の調査などの實務を行なった際に作成した報告書は、多くの場合、縣廷の賊曹で扱われた。

賊曹には、賊捕掾發信のものを含め、盜賊に關係するさまざまな書類が届けられた。受信した文書の内容に據り、賊曹史は特定の事件の経緯、およびその處置案が記された竹簡の「白文書」を作成した⁽¹⁹⁾。その處置案は、賊曹掾・縣丞・縣令長の順に、次々と確認される。そして、最終

的に處置案が決定されると、その内容は木牘に清書され、縣の令・長（「君」）によって了承の意を示す「諾（若）」の文字が記入された「君教木牘」が作成される⁽²⁰⁾。例えば次の簡 35 のからは、

- 右賊史牧兼史蒙勝白右部 賊捕掾敬等牘言男子張
 35 君教若 度與黃叔爭言鬪度拔刀欲 斫叔不中無狀適度作下津橫
 屋二月以付將吏嵩守丞護 掾英議如敬等言請屬左
 倉⁽²¹⁾ 曹…… (木牘 2010CWJ1 ③：143／『壹』三〇七)

右賊史の牧、兼史の蒙・勝が申し上げます。右部賊捕掾の敬らの牘には、「男子の張度が黄叔と口論して鬪うこととなり、度は刀を抜いで叔を斬ろうとしたが、当たりませんでした。不届きでございます。度を罰して二月間下津の横屋で作業させることとし、將吏の嵩にその身柄を渡します」とあります。

守丞の護・掾の英の意見は、敬らの言う通りでございます。左倉曹に委嘱して……
 君教、「承諾した。」

の如く、右部賊捕掾の敬による木牘が右賊曹に届けられ、チェックを受けたことが知られる。これに據れば、口論した相手を刃物で傷害しようとしたが命中しなかった当事者の張度という男性に、二ヶ月分の勞作を課せることにした。賊曹は賊捕掾の敬の報告を認めた上で、左倉曹に委嘱してなにかの事務を實行するように提案し⁽²²⁾、縣令の了承を得た。このような賊曹と賊捕掾との関係が窺える「君教木牘」は、五一簡に複数確認できる。

- 左賊史顔遷白府檄曰鄉佐張 鮪小史石竟少鄭平毆殺費櫟
 亡入醴陵界竟還歸臨湘不處 鮪從跡所斷絕案文書前部
 36 君教若 賊捕掾蔡錯游徼石封亭長 唐曠等逐捕鮪平竟跡絕
 醴陵檣亭部劣淳丘乾洩山 中前以處言如府書丞優掾隗
 議請□却賊捕掾錯等白草 (木牘 2010CWJ1 ③：202-2／『貳』四二七)

左賊史の顔遷が申し上げます。(太守)府の檄には、「郷佐の張鮪・小史の石竟・少の鄭平が費櫟を毆打して殺害し、逃亡して醴陵の界に入った。竟は臨湘のどこかに歸還した。鮪は足跡のあった所から行方が分からなくなった」とあります。

文書を調べますと、以前に賊捕掾の蔡錯・游徼の石封・亭長の唐曠らを手配し、鮪・平・竟を追捕させましたが、その足跡は醴陵の檣亭部劣淳丘乾洩山の中で途絶えました。以前すでにそれを審らかに報告しており、(太守)府の書の通りでございます。

丞の優・掾の隗の意見は、賊捕掾の錯らに□却してください。以上のように草々に申し上げます。

君教、「承諾した。」

- 左賊史式兼史順詳白前 部左部賊捕掾篤等考實
 南郷丈田史黃宮趣租史 李宗毆男子鄧官狀今
 37 君教若 篤等書言解如牒又官復詣 曹診右足上有毆創一所
 廣袤五寸不與解相應守 丞護掾普議解散略請

却實核白草 (木牘 2010CWJ1 ③：202-4+202-5／『貳』四二九+四三〇)

左賊史の式、兼史の順・詳が申し上げます。以前に左部賊捕掾の篤らを手配し、南郷丈田史の黃宮・趣租史の李宗が男子の鄧官を毆打した一件の状況を調査させました。今篤らの書には、「説明は牒の通りでございます」とあります。また、官は再び曹まで出向き、診察したところ、(鄧官の)右足には打撲傷が一か所あり、幅と長さは五寸、(篤らの)説明とは符合しません。

守丞の護・掾の普の意見は、(篤らの)説明はおろそかであります。その調査を卻下してください。以上のように草々に申し上げます。

君教、「承諾した。」⁽²³⁾

- 兼左賊史脩助史壽白前部 東部賊捕掾遷等考殺妻
 賊李育遷等書言育刃 賊殺人亡已劾男子逢
 38 君教若 尉靡穀作酒以律罰金二兩 并直錢千二百五十簿入一
 月時如遷等解平丞優行驛 掾隗議請属金曹收
 責尉金錢具事言府白 草

永初元年三月十八日己丑白

(木牘 2010CWJ1 ③：265-22／『肆』一二七六)

兼左賊史の脩・助史の壽が申し上げます。以前に東部賊捕掾の遷らを手配し、妻を殺した犯人の李育を調査させました。遷らの書には、「育は刃物で人を故意に殺害し、逃亡しました。すでに劾を行ないました。男子の逢尉は穀物を磨いて酒を作り、律により金二兩を罰し、併せて1250錢となります。納入して一月の帳簿に記入します」とあります。遷らのいう通りで、説明は公平でございます。

丞の優が驛に行っている。掾の隗の意見は、金曹に委嘱して尉の金錢を取り立てて、詳細に事情を(太守)府に報告してください。以上のように草々に申し上げます。

永初元年三月十八日己丑、申し上げます。

君教、「承諾した。」

上記の三簡の下線部分には、いずれも「部(賊捕掾等の吏)」といった表現が見られる。ここの「部」は、「手配する・配置する」を意味する動詞であり、「某吏らを手配して特定の(特に逮捕や取り調べなどの)事務に取りかからせる」という言い回しの構造は、前掲『漢書』張敞傳に見える「即部吏收舜繫獄」も同様である⁽²⁴⁾。

簡 36 の記載に據れば、郷吏らが殺人事件を起こした後に逃亡した件について、太守府から檄が下達されたが、文書を参照したところ、すでに賊捕掾・游徼・亭長らに捜査を命じ、その痕跡を辿ったことが分かった。簡 37 は南郷の吏らが鄧官という男性に殴るなどの暴行をした件についての文書である。賊捕掾らに調査を命令し、報告の文書が賊曹に届いたが、負傷についての記載が鄧官本人が賊曹に訪れて測定したデータと齟齬したため、賊捕掾の文書は粗略として卻下された。簡 38 には、東部賊捕掾遷らを手配し、妻を殺した犯人・李育について調査させたことが記載されている。また、関連する件なのか、逢尉という名の男性が違法に酒を作った事件も摘發された。

このような賊捕掾を手配する命令は、縣廷において賊曹により起草され、丞や令長の了承を得る手続きを経て、文書の形式で下達されたと想定できる。次の簡 39 に見えるように、

兼左賊史順助史條白待事掾 王純言前格殺殺人賊黃倂郭
幽今倂同產兄宗宗弟禹於純門 外欲逐殺純
教属曹今白守丞護兼掾英議請 移書賊捕掾浩等考實姦

39 君追殺人賊小武陵亭部 詐白草

延平元年四月廿四日辛未白

(木牘 2010CWJ1 ③ : 305 / 『選釋』 二五)

兼左賊史の順・助史の條が申し上げます。待事掾の王純が言うには、「前に殺人犯の黃倂・郭幽を格殺しました。今、倂の同産兄の宗・宗の弟の禹が、純の門外で純を追いかけて殺そうとしています。」

教、「曹に委囑する。今すぐ報告せよ。」

丞の優・掾の隗の意見は、賊捕掾浩らに書を移送し、悪事を調査させてください。以上のように草々に申し上げます。

延平元年四月廿四日辛未、申し上げます。

君は小武陵亭部にて殺人犯を追っています。

待事掾の王純が報告した、彼によって格殺された犯罪者の兄弟に命の安全を脅された事件は、賊曹に処理が回される。そこで、賊曹の吏が賊捕掾に文書を移送して調査させるように許可を請うた⁽²⁵⁾。賊捕掾からの上達文書が多く賊曹宛てに發信されたことは、この点においても理解することができよう。

ところで、簡 36 には、太守府からの文書が縣に下達されたことが記されている。盜賊や刑事關係の事件は統治の基盤にかかわるため、郡太守府の關與が多いのはおかしいことではない。その場合、賊曹は太守府と、縣の屬吏である賊捕掾などとの間を繋ぐ働きをした。次の簡 40・簡 41 にも同じことが確認できる。

- 兼左賊史順助史詳白 前却北部賊捕掾綏等
 40 君教若 考實男子由蒼傷由 追狀今綏等書言
 解如牒守丞護掾浩議 如綏等解平請言府却
 逐捕白草 (木牘 2010CWJ1 ③: 265-255/『肆』一五〇九)

兼左賊史の順・助史の詳が申し上げます。以前に北部賊捕掾の綏らによる、男子由蒼が由追を傷害する一件の状況に對する調査を卻下しました。今綏らの書には、「説明は牒の通りでございます」とあります。

守丞の護・掾の浩の意見は、綏らのいう通りで、説明は公平でございます。(太守)府に報告し、追捕をやめさせてください。以上のように草々に申し上げます。

君教、「承諾した。」

- 左賊史式旻白府記曰王政傷枕 龐待事掾郭熹賊捕掾黃朗游微
 殷泓亭長張漢不窮追適效功亭 長丞優掾區訓唐就史這脩彭
 遷陳寶劉信賊捕掾王成亭長王 倫考縱不結政解□□贖死金各
 41 君教諾 二斤八兩如府記丞優掾均議 請屬金曹收責訓信就寶等
 金錢薄入⁽²⁶⁾ 九月時功曹謂朗泓 漢議詭課除亡□□□□□
 □ (木牘 2010CWJ1 ③: 264-138/『叁』九八四)

左賊史の式・旻が申し上げます。(太守)府の記には、「王政が枕龐を傷害し、待事掾の郭熹・賊捕掾の黃朗・游微の殷泓・亭長の張漢は突き詰めて追わなかった。效功亭長・丞優を處罰する。掾の區訓・唐就、史の這脩・彭遷・陳寶・劉信、賊捕掾の王成、亭長の王倫は、考縱不結政解……贖死として、それぞれ金二斤八兩を罰する。」とあります。(太守)府の記の通りでございます。

丞の優・掾の均の意見は、金曹に委嘱して訓・信・就・寶らの金錢を取り立てて、納入して九月の帳簿に記入させてください。功曹に朗・泓・漢に伝え、議詭課除亡……

君教、「承諾した。」

簡 40 の記載に據れば、賊捕掾からある傷害事件についての調査文書が送達され、一度賊曹により卻下されたが、再び文書が届いた。賊曹の吏によってそれを確認すると、太守府への報告と逮捕中止を命令することが結論となった。簡 41 では、ある傷害事件の捜査において、待事掾・賊捕掾・游微・亭長らが犯罪者の逮捕に力を入れなかったことについて、不作爲への處罰に關する文書が太守府から下達された。賊曹ではその文書に従い、處罰命令を實行するよう手続きを進めた。

簡 41 のように、賊捕掾などの治安關連の吏の不作爲や不正に關連する史料は、さらに次の二例を擧げることができる。

- 左賊史遷白左尉檄言小 武陵亭比月下發賊捕掾游徼
 逋留塞文書不追賊捕掾周 竝游徼李虎知盜賊民之大害
 42 君教若 至逋不追當收正恐辭有 解丞優掾隗議請召竝等
 問狀寫移東部郵亭掾 參考實白草

十一月十二日乙酉白（木牘 2010CWJ1 ③：264-260／『叁』 一一〇六）

左賊史の遷が申し上げます。左尉の檄には、「小武陵亭は數月に續いてその管轄下に盜賊が発生している。賊捕掾・游徼は塞の文書を滯留して（盜賊を）追わなかった。賊捕掾の周竝・游徼の李虎は、盜賊が民にとって大きなわざわいであることを知りながらも、遅れるに至るまで追わなかった。收容して正すべきである。恐らく申し開きがあるのではないか」とあります。

丞の優・掾の隗の意見は、竝らと呼ばひ寄せてその事情を問い、東部郵亭掾の參に文書を寫して移送し、調査させてください。以上のように草々に申し上げます。

君教、「承諾した。」

- 左賊史遷兼史脩助史龐白 男子烝備條言界上賊捕掾副在
 部受所臧（贓）罪狼藉
 教今白案文書番稱前盜 備禾今副將備□稱左曹謹
 43 君教若 實問備辭不自言不以錢 布與副恐猾……
 條言副未有據告者丞 優掾暘……副□□亡
 任五人寫移書桑鄉賊捕掾 並等考實□……宏□□□
 所起及主名副任具解到 復白白草
 永初元年四月十八日庚 白

（木牘 2010CWJ1 ③：325-32／『選釋』 四八）

左賊史の遷・兼史の脩・助史の龐が申し上げます。男子の烝備が、界上の賊捕掾の副のその部において賄賂を受けた罪を簡條で報告した。職權濫用で亂暴でございます。

教、「今すぐ報告せよ」。

文書を調べますと、番稱は以前に備の禾を盗んだ。今副は備□稱を左曹に連れてきて、謹んで問いただしたところ、備の供述は自言ではなく、錢と布を副に與えませんでした。恐らくは不實……副のことを簡條で報告しましたが、いまだにそれに據って告發する者はいませんでした。

丞の優・掾の暘……副□□亡任五人。書を寫して桑鄉賊捕掾の並らに移送し調査させ、□……宏□□□所起及主名。副の保證人が詳細な説明が到著しましたら、また改めて申し上げます。以上のように草々に申し上げます。

永初元年四月十八日庚、申し上げます。

君教、「承諾した。」

簡 42 は、縣の左尉により賊捕掾・游徼が塞からの文書を滞らせ、盜賊の對應に遅れたことが摘發された件について作成された君教木牘である。賊曹で出された對應策は、當事者の賊捕掾らを召して事情を聴取し、また郵書の事務を扱う郵亭掾に文書を送し、調査させることであった。また、簡 43 の記載に據れば、烝備という男性から、その所在地を擔當する賊捕掾の副が賄賂を受けた不正についての告發があった。しかし、賊曹の吏によって文書を照合し、また當事者を尋問したところ、それが虚偽告發であった可能性が發覺された。そこで、桑鄉賊捕掾の並らに文書を送し、再調査を命じることが決定された。

以上の考察をまとめておこう。賊捕掾と賊曹との關係は、縣の意思決定・政務處理のプロセスの中に見出すことができる。縣における盜賊・刑事關連事件の總括機關であった賊曹には、賊捕掾からの報告書などを含め、盜賊事件に關する各種の文書が届けられた⁽²⁷⁾。賊曹の吏はそれらの文書を確認し、他の文書や證據により事實關係を判定した上で、特定の事務・事件について處置案を起草した。その處置案が縣令長もしくは縣丞の了承を得ると、様々な手續きが遂行された。賊曹の處置案には、賊捕掾への指示や手配命令も含まれており、その場合、賊捕掾への命令は縣廷の意志として、下行文書により賊捕掾に傳達された。賊捕掾を含め、治安關連の吏に不正などがあった場合、賊曹を中心に調査が行なわれた。そして、太守府からの指示があった場合、賊曹は縣廷の部門として、太守府と縣の屬吏である賊捕掾などとの間を繋ぐ機能を有した。

三 縣の組織における賊捕掾の位置づけ

以上の考察で明らかになったように、五一簡に見える賊捕掾は、臨湘縣の各部に設置された警官である。その仕事は主に特定の亭を據點に、各部の游徼と亭長を配下として、犯人の逮捕や事件捜査など、治安關係の實務を行なうことである。治安關係の事務において、賊捕掾は賊曹をはじめとする縣廷の各機關により決定された命令に従って業務を執行し、その過程の中に文書で縣廷とさまざまなやり取りをするのが一般的であった。

もう一步踏み込んで、縣の組織における賊捕掾の位置づけについて、三點ほど確認しておきたいことがある。一點目は、縣の治安組織における賊捕掾の地位についてである。二點目は、賊捕掾の任用形態である。三點目は、本稿の冒頭に言及した「宛令李孟初神祠碑」や、各簡に散見する「勸農賊捕掾」なる肩書は如何に理解すべきかという問題である。

(1) 治安組織における賊捕掾の地位

史料によっては、賊捕掾・游徼・亭長に加えて、さらにほかの縣の屬吏が特定の盜賊關係の事務に携わった事例が確認できる。例えば、前に引いた簡 41 には、賊捕掾より前に、待事掾・郭憲の名が記されている。その職名にある通り、「待事掾」は固定した役職を持たずに、機動的に各種の事務に對應できるように置かれた掾であろう⁽²⁸⁾。また、

- 44 外部掾劉熹賊捕掾殷宮 游徼黃饒俱掩順家 不得其廿二日舖時廣復
與柱俱之順舍欲詭出順 時順門開廣柱入門 到堂前一男子偃內中東

(木兩行 2010CWJ1 ③：282-10／『陸』 二一九八)

外部掾の劉熹・賊捕掾の殷宮・游徼の黃饒はともに順の家を囲んだが、見つけれなかった。その廿二日の舖時に、廣はふたたび柱とともに順の住居に行き、順に出頭するように要求しようとした。その時に順の門は開いだままで、廣と柱が門に入って堂の前に到ると、一人の男子が偃内中東……

簡 44 は捜査・逮捕の過程を細かく記録・報告した上行文書の一部であろう。この事件では、「外部掾」の劉熹が賊捕掾・游徼と共に、順という男性の逮捕に攜わった。「外部掾」は「外部賊曹掾」の略称である可能性がある。数は多くないが、五一簡には「外部賊曹掾・史」が確認できる。詳細は今のところ不明であるが、その職名からすれば、縣から派遣されて、縣廷の外に持ち場を構え、職務を行なう賊曹の掾史であると想定できる。さらに下の三簡が示すように、

- 45 ☒丞事錯兼賊捕掾宮史鄧叩頭 ☒

☒陳末卽日到發所掩覆末家不得輒☐☐

☒……☒

(竹牘 2010CWJ1 ③：263-196／『叁』 八四六)

……丞事の錯・兼賊捕掾の宮・史の鄧が叩頭……陳末。卽日に（盜賊）が発生した所に到著し、末の家を囲んで取り調べましたが、見つけれませんでした。輒ちに……

- 46 罪死罪前言解部守 左尉胡式待事 掾☐☐賊捕掾王

(竹簡 2010CWJ1 ③：264-47／『叁』 八九三)

……罪死罪。以前に説明を報告しましたように、守左尉の胡式・待事掾の☐☐・賊捕掾の王……を手配し……

- 47 守左尉訓右尉統賊捕掾 張寶吳相費英游徼 范諷區碭沅猛☒

陳封賈宗費桓等實核 書言以物色苛察所 部遮捕七男子☒

(木兩行③：288-604+288-655+266-182+266-203／『伍』 三四七六+三五二七

+一八五〇+一八七一)

守左尉の訓、右尉の統、賊捕掾の張寶・吳相・費英、游徼の范諷・區碭・沅猛……陳封・賈宗・費桓ら……。調査して書で報告せよ。その容貌をもって管轄する部を問いたしで調べ、七男子を遮って捕らえよ……

縣令長の補佐官である丞や尉が⁽²⁹⁾、賊捕掾らを率い逮捕や捜査に従事した事例も見られる。正確に言えば、簡 45 に見える「(行) 丞事」は縣丞ではなく、他の吏が縣丞の業務を代行していたこ

とである⁽³⁰⁾。賊捕掾に史が附屬しないため、この簡に見える史は、おそらく行丞事に従っていたのであろう。尉は捕盜などを掌る縣の令長の補佐官であるため、賊捕掾や游徼との関係が密接なのは當然である⁽³¹⁾。事件の重大さに應じて、待事掾・外部掾などの吏が支援として派遣される場合もあれば、行丞事や尉が賊捕掾らを直接統率することもあった。簡 47 では左右二尉をはじめ、賊捕掾・游徼なども三人ずつ出動しており、比較的規模の大きい事件が起きたと推測できよう。

簡 41・44・46 では、賊捕掾より前に待事掾・外部掾が記されている。連名の場合、関係者の名は地位の高い者から順に書かれるため、賊捕掾の地位は行丞事や尉は言うまでもなく、待事掾・外部掾に比べても低いことが窺い知られる。その配下にあった游徼・亭長より地位が高いとはいえ、縣の治安組織において、賊捕掾という官職の地位は高くなかった。

(2) 賊捕掾の任用形態

賊捕掾が如何なる形態で任用されたのかは、賊捕掾の性格と位置づけに関わる、もう一つの重要な問題である。「賊捕掾」はほかの「某某掾史」と同じく、縣廷の屬吏が「令史」などの等級を持ったままで、「署」という手続きによって任命される職務の名稱であることに問題がない⁽³²⁾。問題は、賊捕掾という職は常設されたものなのか、それには任期などがついたか否かである。

この問題に答えるためには、年月などの時間情報が記された簡が有用である。関連する史料はすべて本稿の第一・二章に引用した賊捕掾發信文書と賊曹の君教木牘であり、その情報をまとめたのが表 3 である。

表 3 の情報より受ける第一印象は、賊捕掾の人事は變動が激しいことである。特に前掲冊書に見られる永元十五年正月時点の左部賊捕掾の秦馮は、簡 6 では同年の十一月に殷宮に代わった。さ

表 3 紀年簡所見賊捕掾・游徼・亭長表

部	年月	西暦年	勸農	姓名	游徼	亭長	亭	史料No
左部	永元十五年正月	103 年	○	秦馮	蒼	元	御門亭	冊書
	永元十五年十一月	103 年		殷宮	饒	扶	庾亭	6
	延平元年二月	106 年	○	毛浩	興	栩	庾勻亭	12
	永初三年四月	109 年	×	副／陽	虎	盖	庾亭	8
右部	永元十七年二月	105 年	○	向慄	光	卽	市亭	11
北部	永元十五年十月	103 年		陳休	相	勤	長賴亭	9
	延平元年七月	106 年		李綏	戎	封	廣亭	10
	永初二年七月	108 年		烝向	汎			1
東部	永初元年正月	107 年	○	黃遷	尙	范	駟望亭	4
	永初元年三月	107 年	×	遷				38
	永初三年八月	109 年		連陽	范	郁	杼亭	7
	永初四年正月	110 年	○	王鄭	募			5
桑鄉	延平元年七月	106 年		竝	厚	謝賜	肥例亭	10
	永初元年四月	107 年	×	竝				43

らに永初三年八月時點が連陽であった東部賊捕掾は、四ヶ月後の翌年正月に王鄆となっている。桑鄉賊捕掾の竝が、少なくとも延平元年の七月より、八ヶ月後の翌年・永初元年の四月まで變更しなかったのが一番長い例であり、一年以上にわたり同一人物が同じ部の賊捕掾を擔任した者は現在確認できない。簡 42 には「賊捕掾周竝」が見られ、また「十一月十二日乙酉白」と日付の干支が記されている。推算すると、その十一月の朔日が甲戌であり、まさに延平元年に当たる⁽³³⁾。するとこの賊捕掾の周竝は、簡 10・43 に見られる桑鄉賊捕掾の竝と同一人物である可能性が高い。

さらにこの問題を説明するために、五一簡に見られる賊捕掾の名を網羅的に集め一覧表を作成し、附表 1 として本稿の末尾に附す。現在の史料から、50 名前後の賊捕掾が確認できる。その内譯は左部 14 名、右部 3 名、桑鄉 4 名、東部 5 名、西部 1 名、北部 8 名、擔當部不明 14 名で計 49 名となる。さらに擔當部不明であるが、部が分かっている賊捕掾と下の名前が合致し、同一人物である可能性が否めない事例が 3 例ある。五一簡で確認できる紀年は章帝・章和 4 年（90 年、實際には和帝・永元 2 年）から安帝・永初 6 年（112 年）までであり、そのタイムスパンは 20 數年ほどである。そして、一番多く確認できる左部賊捕掾の数は 14 名にのぼり、表 3 より得た印象と一致する。

この現象はどのように解釋すべきだろうか。賊捕掾のような縣廷の外で執務する掾史は、一時的な事務に對應するために派遣されたとする説は、近年通説になりつつある⁽³⁴⁾。この説は、賊捕掾や游徼など縣の屬吏の人事變動が激しいことを解釋するに効果的と認めてよい。ただし、史料に見られる賊捕掾が攜わった事件は、殺傷や強盜などの凶惡犯罪から、知人・親族間の口論から發展した傷害や火事の捜査などまで幅がかなり廣く、また事件發生の頻度も決して低くないことは容易に想像できる。したがって、賊捕掾に限って言えば、やはりそれは一つのポストとして、常に縣の各部に設けられていたのではないか。その人事變動が激しい理由については、掾史派遣制度の特徴として理解することはできるが、これ以上有力な證據は存在しないため、今は事象を指摘するに留める。

(3)「勸農賊捕掾」試釋

本稿の冒頭に言及した「宛令李孟初神祠碑」の碑文には、「勸農賊捕掾」が李龍の肩書として現れている。その解釋をめぐるのは、先學の見解が分かれるが、いずれも下記の『續漢書』百官志・縣令長の條の記載との關連が認められている。

各署諸曹掾史。〔本注曰、諸曹略如郡員、五官爲廷掾、監鄉五部、春夏爲勸農掾、秋冬爲制度掾。〕

各自に諸曹の掾史を任命する。〔本注がいうには、諸曹はほぼ郡の定員と同じく、五官は廷掾であり、鄉の五部を監督し、春夏は勸農掾となり、秋冬は制度掾となる。〕

例えば、清末の學者俞樾氏は碑文の「勸農賊捕掾」に據り、「制度掾」は「賊捕掾」の美稱で、元々

「春夏爲勸農掾、秋冬爲賊捕掾」だったのではないかと推測する⁽³⁵⁾。『漢代石刻集成』の注釋擔當者は、碑文に「六月」とあり、夏に賊捕掾が勸農掾を兼ねたと想定する⁽³⁶⁾。ただし、史料の制限により、長い間確證を得ることは困難であった。

近年では新史料の發見に伴い、この問題がふたたび學界に注目されるようになった。例えば、上に引用した『續漢書』百官志の記述について考察した徐暢氏の專論では、「勸農賊捕掾」の意味や、賊捕掾と「制度掾」「勸農掾」との関係も言及されている⁽³⁷⁾。徐氏は、「勸農掾が春夏期に賊捕掾の職を兼ねた」とする。しかし、本稿は五一簡の史料整理を通して、「勸農賊捕掾」の解釋について、先行研究と異なる認識にたどり着いた。

表3の「勸農」の列に、「勸農賊捕掾」の肩書が見られる事例に「○」印をつけた。それに對して春・夏（正月～六月）に作成されたものにかかわらず、肩書が「賊捕掾」のままで「勸農」を冠していない事例に「×」印をつけた。それを見て分かるように、「勸農賊捕掾」の肩書が書かれる史料は、賊捕掾によって發信される文書にのみ現れ、賊曹で作成される君教木牘には一切確認できない。永初元年三月の君教木牘である簡38に見られる「東部賊捕掾遷」と、同年正月に發信された簡4における「東部勸農賊捕掾黃遷」とは同一人物であることにほぼ疑いがない。さらに、簡21は受信者によって十二月中に開封された文書の標題簡であるが、その發信者である「兼左部賊捕掾馮」も同様に、正月に發信された前掲冊書における「兼左部勸農賊捕掾秦馮」とは同一人物であろう。前者は「勸農賊捕掾」が縣廷の賊曹に「賊捕掾」として扱われたことを意味し、後者は冬の十二月に「賊捕掾」であった人物が、春の正月に肩書に「勸農」を冠するようになったことを示唆する。したがって、「勸農賊捕掾」の基礎が賊捕掾であることが分かる。「宛令李孟初神祠碑」において、「勸農賊捕掾李龍」が後に「時賊捕掾李龍」として書かれたことが、このことを裏付けているのではないか。

したがって、先述した徐暢氏の見解や、「賊捕掾は秋冬期にのみ派遣される」とする孫聞博氏の所説は⁽³⁸⁾、いずれも正鵠を失する。むしろ、徐暢氏の意見とは正反對に、「春夏期に賊捕掾が勸農掾の職を兼ねた」とする『漢代石刻集成』の執筆者の意見が正しいのではないか。

補足して言うと、四月に賊捕掾によって發信された簡8や、春夏期に開封された賊捕掾發信文書の標題簡である簡18・19・28・29にあるように、春夏期になったとしても、賊捕掾の肩書が必ず「勸農賊捕掾」になるとは限らない。そもそも、勸農掾としての事務がどのように行なわれたのかについて、現在の史料から確認することは一切できない。「勸農賊捕掾」という肩書が使われている文書は、いずれも彼らが「賊捕掾」として、治安関連の事務のために發信したものだからである。

本章では、縣の組織における賊捕掾の位置づけについて考察した。縣の治安組織において、賊捕掾は基本的に游徼・亭長を配下に持ち實務に攜わる下級の警察官であり、縣廷から追加して派遣される待事掾・外部掾や、さらに地位が高い行丞事・尉に従うこともしばしばあった。治安事件が多発したため、賊捕掾は常に縣の各部に設置されたはずであるが、その人事の變動が激しく、妥當な解釋は今後の史料公開と研究を俟つ必要がある。學界の注目を集めた「勸農賊捕掾」とは、

賊捕掾がその基礎であり、春夏期に賊捕掾が勸農掾の職を兼ねる場合に使用された肩書であった。

おわりに

賊捕掾が史料に多く現れるのは、後漢期に入って以降のことである。後漢の行政文書よりみた縣の屬吏である賊捕掾は、主に治安關係の實務に攜わる下級官吏としての印象が強く、その地位は『漢書』張敞傳における絮舜のような、長官と緊密な關係を結んだ前漢後半期の郡の賊捕掾と大きく異なる。

賊捕掾の普遍的設置により、以前までの游徼・亭長などを中心とする縣における治安維持體制の基盤に、大きな變化が生じた。特に事件捜査の體制は、賊捕掾を中心として行なうように再編された⁽³⁹⁾。その過程は、前漢中期以降に掾史制度が形成されるとともに、郡縣の領域を複数の部に分け、屬吏を派遣して統治する制度の確立と展開を背景に⁽⁴⁰⁾、徐々に進められたと思われる。

ところで、『續漢書』百官志・縣令長の條には、縣尉についてこのような本注がついている。

尉主盜賊。凡有賊發、主名不立、則推索行尋、案察姦宄、以起端緒。

尉は盜賊のことを主る。凡そ盜賊が発生し、首謀者の姓名が分かっていなければ、すなわち捜査を行い、悪者を取り調べ、それによって手掛かりを見つける。

前述した通り、縣尉は縣令長を補佐して盜賊・治安関連のことを掌った長吏であるが、その職掌についての上引史料の記述は、賊捕掾にもあてはまる。また、この史料は、本稿第一章に示した賊捕掾發信の文書とも、用語上の共通点が見られる。このことは、賊捕掾の権限は縣尉より分割されたことを示唆する。

本稿は、五一簡に見られる賊捕掾関連の文書を手掛かりに、賊捕掾の性格や、縣の捕盜・治安事務におけるその位置づけについて考察した。また、第三章第三節では、先行研究に注目された賊捕掾と勸農掾の關係についても、改めて檢證を行なった。この問題が最近學界の關心を集めているのは、走馬樓吳簡に「鄉勸農掾」なる吏が出現し、鄉の政務において、以前の時代と異質な活躍をしたことが確認されたことによる。しかし、諸先學の議論は、多少孫吳時代の史料に引きずられている印象を受ける。漢代の史料に注目して考察を行なった本稿が、関連する問題の研究にヒントを與えることができれば幸いである。

附記

本稿は中國國家留學基金委員會「國家建設高水平大學公派研究生項目」の助成を受けたものである。

注

※ Web 上の文献は、すべて 2023 年 1 月 28 日に最終確認を行った。

- (1) 張敞傳の記事は、張敞が宣帝から大いに寵愛されたことを描寫する。絮舜を殺した罪は宣帝に大目に見られ、張敞はしばらく免職され庶人となり、その後また起用されることとなった。
『漢書』張敞傳。會立春、行冤獄使者出、舜家載尸、并編敞教、自言使者。使者奏敞殺不辜。天子薄其罪、欲令敞得自便利、即先下敞前坐楊惲不宜處位奏、免爲庶人。敞免奏既下、詣闕上印綬、便從闕下亡命。數月、京師吏民解弛、枹鼓數起、而冀州部中有大賊。天子思敞功效、使使者即家在所召敞。(中略)即裝隨使者詣公車上書曰、「臣前幸得備位列卿、待罪京兆、坐殺賊捕掾絮舜。舜本臣敞素所厚吏、數蒙恩貸、以臣有章劾當免、受記考事、便歸臥家、謂臣『五日京兆』、背恩忘義、傷化薄俗。臣竊以舜無狀、枉法以誅之。臣敞賊殺無辜、鞠獄故不直、雖伏明法、死無所恨。」天子引見敞、拜爲冀州刺史。
- (2) この史料は「賊捕掾」ではなく、「捕賊掾」に作っている。思うに、漢代の掾史の役職名は、例えば「勸農掾」「監軍掾」「督郵掾」などのように、「動詞＋名詞」の組み合わせがほとんどである。しかし、「賊捕掾」は「名詞＋動詞」という特殊な構造であるため、後世に傳わる過程で誤りが生じたと考えられる。『太平御覽』のテキストは、宋本の時点で「捕賊掾」になっており、早い時期で「賊捕掾」が聞きなれない用語になっていることを示唆する。
『太平御覽』卷 268 職官部、良令長。鍾離意別傳曰。意遷東平瑕丘令。男子倪直勇悍有力、便弓弩、飛射走獸、百不脫一、桀悖好犯長吏。意到官、召署捕賊掾、敕謂之云、「令昔嘗破三軍之衆、不用尺兵。嘗縛暴虎、不用尺繩、但以良詐爲之耳。掾之氣勢安若。宜慎之。」因復召直子涉署門下、將游徼私出入寺門、無所關白。收涉鞭之、直走之寺門、吹氣大言、言無上下。意氣敕直、能爲子屈者、自縛誡令、不則鞭殺其子。直果自縛。意告曰、「令前告汝、嘗縛暴虎、不用尺繩。汝自視何如、虎自縛耶。」敕獄械直父子、結連其頭、對榜欲死。掾吏陳諫乃貸之、由是相率爲善。所謂上德之政、鷹化爲鳩、暴虎成狸、此之謂也。
- (3) 『晉書』卷 24 職官志。縣大者置令、小者置長。有主簿・錄事史・主記室史・門下書佐・幹・游徼・議生・循行功曹史・小史・廷掾・功曹史・小史書佐幹・戶曹掾史幹・法曹門幹・金倉賊曹掾史・兵曹史・吏曹史・獄小史・獄門亭長・都亭長・賊捕掾等員。
- (4) 原石は現在河南省南陽市の漢碑亭に保存されている。また、乾隆年間の出土から間もない時期に作られた拓本の寫真が、北京故宮博物院の公式サイトで公開されている (<https://www.dpm.org.cn/collection/impres/231862.html>)。なお、永田英正編『漢代石刻集成』(同朋舎、1994 年) 圖版・釋文篇 116～117 頁、本文篇 82～83 頁、姚軍「“李孟初神祠碑”考」(『南陽理工學院學報』2015 年第 3 期) を参照。
- (5) 五一簡は 2010 年に湖南省長沙市の五一廣場の窖 (J1) から發見された計 6,862 枚の簡牘である。現在は約 2,700 枚の簡牘が公開されており、主に長沙市文物考古研究所「湖南長沙五一廣場東漢簡牘發掘簡報」(『文物』2013 年第 6 期)、長沙市文物考古研究所・清華大學出土文獻研究與保護中心・中國文化遺產研究院・湖南大學嶽麓書院編『長沙五一廣場東漢簡牘選釋』(中西書局、2015 年)、同編『長沙五一廣場東漢簡牘』壹・貳 (2018 年)、叁・肆 (2019 年)、伍・陸 (2020 年、いずれも中西書局出版) に收録されている。以下、本稿ではそれぞれ「簡報」「選釋」「壹～陸」と略稱する。引用簡は「簡形態・簡番號／出所略稱・收録番號」の形式で出所を示す。
- (6) 徐暢「『續漢書・百官志』所記“制度掾”小考」(『史學史研究』2015 年第 4 期。改訂版「東漢三國行政中的“制度掾”」、微信公眾號「先秦秦漢史」、2017 年 6 月 9 日、<https://mp.weixin.qq.com/s/SXKDYWRj76sO2l3qxU0ylA>)、徐暢「走馬樓簡所見孫吳“鄉勸農掾”的再研究——對漢晉之際鄉級政權的再思考」(『文史』2016 年第 1 輯)、孫聞博「從鄉耆夫到勸農掾：秦漢鄉制的歷史變遷」(『歷史研究』2021 年第 2 期) 参照。

- (7) 周海鋒「五一簡“逐捕不知何人所盜羅梓矛者未能得解書”淺析」(『出土文獻』2020年第4期)。本稿の釋文は原則として周氏の意見に従うが、文書の構造や用語の理解においては認識の相違が存在するため、冊書の日本語譯稿は周氏論文の句讀に據らない箇所がある。
- (8) 飯田祥子「五一廣場東漢簡牘の上行文書に關する基礎的の整理」(『龍谷史壇』第151・152號、2021年)、拙稿「後漢行政文書の基礎的研究——長沙五一廣場東漢簡牘を中心に——」(『歴史文化社會論講座紀要』第19號、2022年)参照。
- (9) 本稿の表は出土番號ではなく、『壹』～『陸』掲載の漢數字の整理番號をアラビア數字に直したものを「簡番號」として示す。『選擇』所收の『壹～陸』に收録されていない簡は、『選』+アラビア數字で表記する『選擇』掲載番號を記載する。冊書として示した簡は再掲しない。
- (10) この冊書は周海鋒氏(『長沙五一廣場東漢簡牘』文書復原舉隅(一)、武漢大學簡帛研究中心「簡帛網」2018年12月26日、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8009.html>)により復元されている。
- (11) 魯西奇「漢代鄉里制度的幾個問題」(『雲南大學學報(社會科學版)』2018年第6期)、張新超「論漢代縣屬游徼的設立與演變——以考古資料爲中心」(『古代文明』2020年第2期)参照。
- (12) 「桑鄉賊捕掾・游徼」の場合、「桑鄉」が一つの部であると思われる。徐暢「東漢三國長沙臨湘縣的轄鄉與分部——兼論縣下分部的治理方式與縣廷屬吏構成」(『中國史研究』2022年第4期)参照。
- (13) 前掲孫聞博氏論文86頁参照。
- (14) 亭の性格や漢代の國家統治機構における位置などについて、堀敏一「中國古代の亭をめぐる諸問題」(『中國古代の家と集落』、汲古書院、1996年所收、1990年初出)、小嶋茂稔「漢代國家統治の構造と展開」(汲古書院、2009年)第Ⅱ部第3章参照。
- (15) 前漢末の東海郡各縣に設置された鄉・游徼・亭長の數は、前掲魯西奇「漢代鄉里制度的幾個問題」56頁表1にまとめられている。後漢中期の長沙郡臨湘縣も同様であり、例えば本稿表1の史料には、同じ部の賊捕掾・游徼に異なる亭の亭長が従っていた事例が複数確認できる。
- (16) 「白文書」とは、書信に淵源を持ち、主に請願や提案などの場面で使用された上行文書の一種である。高村武幸『秦漢簡牘史料研究』(汲古書院、2015年)第一～三章、特に五一簡における白文書を扱った第三章参照。
- (17) 嚴耕望『中國地方行政制度史甲編 秦漢地方行政制度』(中央研究院歷史語言研究所、1961年)136～137・232～233頁。
- (18) 嚴耕望氏は漢代の郡・縣に賊捕掾が存在したことに注意したが、賊捕掾についてよく分からないため、賊曹掾の別稱ではないかと推測した(前掲嚴耕望氏著書137・233頁)。
- (19) 鷹取祐司「長沙五一廣場東漢簡牘・君教文書新考」(『동서인문(東西人文)』第15號、2021年)参照。前章には、兼左部賊捕掾の勤から、亭長の増設を縣廷に願ひ出た文書である簡34(『伍』一七九二)を示した。この木牘のほかに、近接する出土番號を持つ、内容的にも關連のある一連の竹簡が以下のように存在する。

□猾(?)爲(?)非願置例 亭長一人禁絕案往 (竹簡2010CWJ1③:266-128/『伍』一七九六)
 時橫谿姦匿有小 發前置例亭并 循行冢間防遏未 (竹簡2010CWJ1③:266-130/『伍』一七九八)
 □賊捕掾勤言所部橫 谿道前有例亭長問 (竹簡2010CWJ1③:266-132/『伍』一八〇〇)
 然如勤言可復請 □□□選(?)亭長 一人以傳(?)例
 (竹簡2010CWJ1③:266-133/『伍』一八〇一)

このように、文章の復元が難しいが、一連の竹簡は同じ冊書の一部であったはずで、勤の文書の要點の繰り返しや、その請願に對するコメントが記載されている。鷹取氏が利用できなかった第五冊の史料であるが、この竹簡による冊書は、まさに勤の請願を受信した賊曹史によって作成された「竹簡白文書」であろう。

- (20) この政務処理の流れは、鷹取祐司氏の所論（前掲論文）に従った。氏の考察により、君教木牘に見られる「掾」は「白者」、つまり特定の曹史に對應する曹掾であることが明らかにされている。つまり、左賊史による「白」の君教木牘であれば、そこに現れる「掾」は左賊（曹）掾である。また、君教木牘に出現する丞・掾の「議」は「吏による合議」ではなく、「検討」や「吟味」と解釋すべきであると指摘されている。以下、本稿の引用する君教木牘の現代日本語譯文は鷹取氏の指摘を踏まえ、「丞某・掾某議」を「丞某・掾某の意見は……」のように譯出する。
- 五一簡における「君教文書」については、楊頌宇「從五一廣場出土東漢簡牘試探漢代的“君教”文書」（黎明釗・馬增榮・唐俊峰編『東漢的法律、行政與社會：長沙五一廣場東漢簡牘探索』、香港三聯書店、2019年所收。補訂版、『簡帛網』2020年3月11日、<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/8234.html>）、角谷常子「長沙五一廣場出土の君教簡・牘」（『奈良史學』第38號、2021年）も併せて参照されたい。
- (21) 整理小組は判讀不能として「□」印をつけてるが、圖版を確認したところ、殘畫は「倉」の字に近い。倉曹は勞作のことを管轄した部署なので、文意にも合致する。このことは、角谷常子氏よりご教示いただいた。
- (22) この簡が縦に割れているため詳細は不明だが、張度に勞作を科すことに關する手続きであると推測できよう。
- (23) 本史料については高村武幸氏による現代日本語譯文（『文書行政のはじまり』、榎山明／ロータール・フォン・ファルケンハウゼン編『秦帝國の誕生——古代史研究のクロスロード——』、六一書房、2020年所收、78～79頁）も發表されているが、本稿の理解と異なる箇所も存在する。併せて参照されたい。
- (24) 五一簡における用例は、さらに以下の簡を擧げることができる。
- 推辟而斷絕言無何賢 章已發鄣下執還有所 壘首書到亟部周密吏
職大吏步驟辟切界中 趨必發起爲故考實正 處言府關副在所會
- （木兩行 2010CWJ1 ③：261-97／『貳』 六一二）
- (25) この文書では臨湘令が不在とことが記される。令長が不在でも手続きが進められる意味について、前掲鷹取・楊頌宇兩氏の論文參照。
- (26) 整理小組の釋文は「簿以」に作るが、「簿入某月時」は五一簡に散見される（木兩行 2010CWJ1 ③：198-2／『壹』 三六五、木兩行 2010CWJ1 ③：202-14／『貳』 四三九、木牘 2010CWJ1 ③：265-22／『肆』 一二七六）、「納入して某月の帳簿に記入すること」を意味する表現である。居延などの西北出土漢簡にも「出入簿」が大量に見える。本簡は左半分が折れており、該當字は右半分しか残っていないが、五一簡において「入」の字形が「人」とほとんど見分けがつかない事例も珍しくはない。よって、この字を「入」に改釋して問題がない。
- (27) 前に提示した五一簡の史料により、後漢の臨湘縣廷には左・右二つの賊曹が存在したことが分かる。ただし現在、當時の臨湘縣における各部賊捕掾のうち、左賊曹との關係性が確認できるのは、左部（簡 15・17・26～28・31・37）・東部（38）・北部（40）・桑鄉（18・43）の四部がある。それに対して、右賊曹は右部賊捕掾關係の史料（35）にしか見えない。臨湘縣の左右賊曹の位置づけと業務分擔については、今一つ分からない。この點については、今後の史料の増加を俟つほかない。
- (28) 待事掾は居延などの西北出土漢簡には見えない。五一簡にはさらに「昭陵待事掾」（木牘 2010CWJ1 ③：129／『壹』 二九一）による文書があり、したがって臨湘だけでなく、長沙郡のほかの屬縣にも待事掾が存在した。
- (29) 前掲嚴耕望氏著書 218～221 頁參照。
- (30) 高震寰「試論秦漢簡牘中“守”・“假”・“行”」（王沛主編『出土文獻與法律史研究』第4輯、上海人民出版社、2015年所收）、鷹取祐司「漢代における『守』と『行某事』」（『日本秦漢史研究』第17號、2016年）參照。

- (31) 尉と賊捕掾の關係が見られる簡は、さらに以下のようにある。
☐得收穀部守左 尉陳松賊捕掾曹(?)開(?)游 徹左(?)☐☐
(竹簡 2010CWJ1 ③ : 264-161 / 『叁』一〇〇七)
左尉告東部賊捕☐
(竹簡 2010CWJ1 ③ : 264-398 / 『肆』一二四四)
☐五月丁丑朔七日癸 未左尉☐兼東部賊捕 掾☐☐游徹甫☐☐☐叩頭
(竹簡 2010CWJ1 ③ : 265-116 / 『肆』一三七〇)
☐☐告守左尉謂東北部 賊捕掾錯原游徹戎
(竹簡 2010CWJ1 ③ : 266-214 / 『伍』一八八二)
☐☐ 左尉東部勸農賊捕掾騏(?)
(竹簡 2010CWJ1 ③ : 266-226 / 『伍』一八九四)
☐☐左 尉姚榮賊捕 掾黃☐☐☐☐
(竹簡 2010CWJ1 ③ : 266-368 / 『伍』二〇三六)
- (32) 仲山茂「漢代の掾史」(『史林』84 卷 4 號、1998 年)。
- (33) 陳垣『二十史朔閏表』(古籍出版社、1956 年) 32 頁參照。
- (34) 張新超「論秦漢時期鄉的規模和管理方式的變遷」(『內蒙古大學學報(哲學社會科學版)』2020 年第 2 期)、前掲孫聞博氏論文參照。
- (35) 俞樾『俞樓雜纂』卷 25、「讀漢碑」。制度掾之名、未詳何義。今以此碑證之、疑當作春夏爲勸農掾、秋冬爲賊捕掾。蓋春夏農事方興、故宜勸之。秋冬則民間皆有蓋藏、盜竊竊發、在所不免。故卽以勸農掾爲賊捕掾、事相因也。賊捕之名不美、居是職者、因有制度之號、相沿既久、遂以入史。
- (36) 永田英正編『漢代石刻集成』本文篇 83 頁注釋 7。
- (37) 前掲徐暢氏「『續漢書・百官志』所記“制度掾”小考」(改訂版「東漢三國行政中的“制度掾”」)參照。
- (38) 前掲孫聞博氏論文 85 頁、特に注釋 4 參照。
- (39) 例えば賊捕掾がおらず、游徹・亭長による文書(木兩行 2010CWJ1 ③ : 202-1 / 『貳』四二六)や、亭長單獨によって発信された上行文書(木兩行 2010CWJ1 ③ : 325-4-54 / 『選釋』六八)も五一簡に存在する。しかし、賊捕掾・游徹・亭長の連名による文書に比べれば、その数は圧倒的に少ない。このことは、一つの傍證として擧げることができよう。
- (40) 前掲仲山茂・孫聞博氏論文參照。

附表 1 五一簡所見賊捕掾一覽表

部	No.	姓名／名	出典簡番號	部	No.	姓名／名	出典簡番號
左部	1	殷崇（崇）	138、141	西部	27	奉	665
	2	則	324、1753、2625+2553	北部	28	烝向	128
	3	篤	429+430		29	江鄩	129
	4	蒙	440		30	辰脩	325
	5	統	506		31	陳休（休）	507、1065、1671
	6	秦馮（馮）	530、924、1719		32	李綏（綏）	651、1255、1752+1755
	7	勤	1792		33	暘	1511+1389+1388
	8	殷宮	996+1286、 1783+1855*、2198*		34	黃磬	725、729、737、739
	9	社	1278		35	原	1882***
	10	副／陽**	1421	不明	36	竟范	695
		副	1484		37	王成	984
	11	錯	1445		38	黃朗（朗）	984、1254
	12	巍珍	2592		39	曹開	1007
	13	种	『選』23		40	統	1082
	14	毛浩	『選』107		41	高興	1101
右部	15	向悝	524*、491+1709*、2172		42	田封	1139
	16	由備（備）	127、2452		43	由封	1536
	17	敬	307		44	何閭	1837
桑鄉	18	珍	500		45	張寶	3476+3527+ 1850+1871
	19	胡商	618		46	吳相	
	20	奉	669		47	費英	
	21	周竝（竝）	816、1106、1752+1755、 『選』48		48	饒	1866
東部	22	黃遷（遷）	230、1003、1276		49	旻	2367
	23	王鄩（鄩）	411、412		50	番陽	497
	24	錯	1083、1882		51	蔡錯	427
	25	連陽（陽）	1118、1383		52	社	1814
	26	騏	1894				

*史料では部が明記されていないが、同名同姓のため、同一人物であると判断した。

**同一文書で本文では「副」、印の記録では「陽」に作っている。

***元の釋文は「東部（？）賊捕掾錯原」に作るが、「+」とされる部分は「北」に釋讀すべきである。「錯・原」は東部・北部の二人の賊捕掾の名前である。